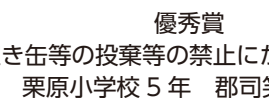




最優秀賞
「ポイ捨てやめよう」
東原小学校5年 坂上礼紗さん



優秀賞
「落書きの結末」
立野台小学校5年 吉野祐真さん



優秀賞
「空き缶等の投棄等の禁止にかんすること」
栗原小学校5年 郡司笑里さん

地域の環境について考
え、町をきれいにしたいと
いう気持ちを多くの人に持
ってもらおうと、市内の小

学5年生を対象にポスター
コンクールを行い、次の作
品が入賞しました。



第20回 ざま子育てフェスティバル 〜今年も動画で配信〜

担当 生涯学習課
☎046(252)8472
FAX 046(252)4311

市教育委員会とざま子育
てフェスティバル実行委員
会では、コロナ禍において

も、子育て中の皆さんが楽
しく遊んで学び、支援者や
周囲とつながるきっかけと
なることを願い、動画を制
作・配信します。おうち時
間が増えた今、動画を見て
楽しく過ごしませんか。

○とき 3月1日(火)
から1カ月程度

○対象 子育て中の親子

○配信方法 市公式チャ
ネル(YouTube)

○内容 「ざまりんとお
散歩」「親子でできるパ
ルーンアート講座」「子
育て座談会」「手作り絵
本の朗読」「電池に気を
付けよう」「パッカ君の
紙芝居」



春の全国火災予防運動

担当 予防課
☎046(256)2187
FAX 046(256)3225

統一標語「おうち時間
家族で点検 火の始末」

市では、3月1日(火)
から7日(月)まで、春の
全国火災予防運動を実施し
ます。さらに、この期間中
は、全国山火事防止運動、
車両火災予防運動も併せて
実施されます。

市消防本部のまとめで
は、令和3年中、市内で24
件の火災が発生しました。
消火器や住宅用火災警報

器の設置や点検状況、取り
扱いなどを確認し、火災を
予防しましょう。

住宅用火災警報器の掃
除、点検はしていますか

住宅用火災警報器の設置
義務化から10年が経過しま
した。住宅用火災警報器は
住宅火災を早期に見つけて
逃げ遅れによる死者を減ら
すために重要なものです。
電池切れなどの点検や機器
の清掃をしましょう。

サニープレイス座間の 利用方法

担当 福祉長寿課
☎046(252)8247
FAX 046(255)3550

サニープレイス座間で
は、会議室などの貸し出し
を行っています(事前申込
制)。詳しくは問い合わせ
先へお問い合わせください。

○申込方法 サニープレイ
ス座間2階市社会福祉協
議会にて配布する利用申込
書(市ホームページから
ダウンロード可)に必要
事項を明記し、使用料を
添えて直接同協議会へ
(3カ月前から申し込み
可)

○使用料 1時間当たり2
10〜1260円(前納
された使用料は原則還付
不可)

◆登録団体の使用料免除
令和4年度に、主に社会
福祉活動を行う登録団体
は、利用内容により使用料
が免除となる場合があります
(会議などでの利用は免
除不可)。団体登録の有効
期間は、登録日〜翌年3月
31日となり、毎年度登録が
必要です。利用申請を行う

○問い合わせ先 市社会福
祉協議会 ☎046(266)
1294 FAX 046
(266)2009(祝・
休日、年末年始を除く午
前9時〜
午後5時
受け付け)

○登録方法 サニープレイ
ス座間2階市社会福祉協
議会にて配布する申請書
(市ホームページからダ
ウンロード可)に必要事
項を明記し、団体会則、
構成員名簿、活動報告、
収支報告書を添えて直接
同協議会へ

3月の相談日(祝・休日を除く) ※相談はいつでも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜〜金曜日午前9時30分〜正午、午後1時〜4時	市役所1階広聴人権課内消費生活センター ☎046(252)8490(電話相談可)
弁護士	8日夜9時 9日夜15時 16日夜22時 22日夜23時	毎月第2・第3・第4火曜日午後6時〜8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分〜4時30分
行政書士(遺言書作成)分譲マンション(近隣・管理組合)	10日 11日	毎月第2木曜日午後1時30分〜4時30分 毎月第2金曜日午後1時30分〜4時30分(10日まで受け付け)
交通事故行政(国に対する要望)司法書士(登記・少額訴訟)不動産(取引・契約)	15日 17日 18日 24日	毎月第3火曜日午後1時30分〜4時 毎月第3木曜日午前9時30分〜11時30分 4・6・12月を除く第3金曜日午後1時30分〜4時30分 毎月第4木曜日午後1時30分〜4時30分
税理士	25日	1・2月を除く第4金曜日午後1時30分〜4時30分
市民一般	毎週月曜〜金曜日午前8時30分〜正午、午後1時〜5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 FAX 046(252)0220
人権擁護委員(近隣問題など)	8日	毎月第2火曜日午後1時30分〜4時(電話相談のみ、事前予約制) 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 FAX 046(252)0220
女性(DVなど)	毎週月曜〜金曜日午前9時〜正午、午後1時〜5時15分	市役所1階広聴人権課
駐留軍離職者	17日	毎月第3木曜日午前10時〜午後3時 担当 商工観光課 ☎046(252)7604 FAX 046(255)3550
認知症	毎週月曜日午前9時〜正午、午後1時〜5時(電話のみ)	担当 介護保険課 ☎046(252)7084 FAX 046(252)8238
社会福祉士(成年後見制度)	17日	奇数月第3木曜日午後1時30分〜4時30分(予約制(電話可)。14日まで受け付け) 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127 FAX 046(255)3550
障がい者就業支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時〜正午、午後1時〜3時(予約制(電話可)) ばむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可))	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 FAX 046(252)7043
自立サポート	毎週月曜〜金曜日午前9時〜午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566 FAX 046(252)7043
児童(子育て)	毎週月曜〜金曜日午前8時30分〜正午、午後1時〜5時15分(電話可)	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 FAX 046(255)5080
ひとり親家庭	毎週月曜〜金曜日午前10時15分〜11時30分、午後1時〜4時45分(予約制(電話可))	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 FAX 046(255)5080
青少年	毎週月曜〜金曜日午前9時〜午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 FAX 046(259)2163
教育子どもいじめホットライン	毎週月曜〜金曜日午前10時〜午後4時 毎週月曜〜金曜日午前8時30分〜午後5時(電話のみ)	市役所5階教育研究所 担当 教育研究所 ☎046(259)2164 FAX 046(252)4311
就学(障がい児対象)	毎週月曜〜金曜日午前9時〜正午、午後1時〜4時(予約制(電話可))	担当 教育指導課 ☎046(252)8732 FAX 046(252)4311

3月に納めていただくのは

▽国民健康保険税(第10期) ▽介護保険料(第10期) ▽後期高齢者医療保険料(第9期)

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください)。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分〜正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021 FAX 046(255)3550へ(国民健康保険税については国保年金課 ☎046(252)8383 FAX 046(252)7043へ)。